



市民に開かれた議会へ
東村山市議会



平成29年2月改定発行

東村山市議会について

- **議員定数**： 25人（現員24人）
（男14人:女10人）
- **議員報酬**：月額48万5千円 期末手当4.15月/年
政務活動費：月額12,500円（年15万円）
- **定例会**：年4回（3月・6月・9月・12月）
- **常任委員会**：政策総務・厚生・都市整備・生活文教
特別委員会：予算（3月）・決算（9月）
その他の委員会：議会運営・広報広聴



議会の仕事

議決権

- 市議会の最も基本的な仕事で、予算や条例を決めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

選挙権・同意権

- 議長・副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が選任する副市長・教育長・教育委員などの人事に同意します。

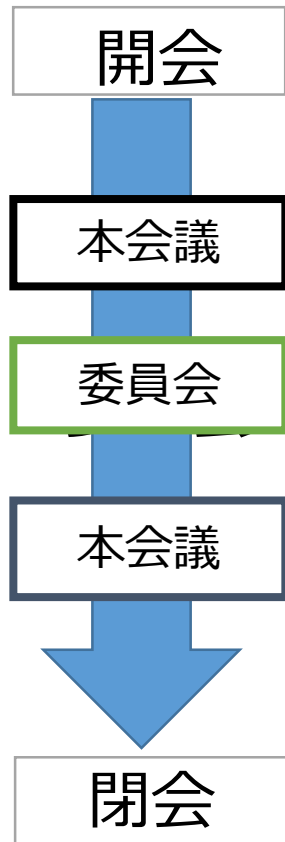
検査権・調査権

- 市の仕事が決められたとおりに正しく行われているか調べます。必要があれば、関係のある人から意見を聞いたりします。

意見書提出権

- 生活にかかわりの深い事柄について、議会の意思をまとめた要望（意見書）を、国や都に提出します。

議案審議のながれ



提案理由を説明

→ **委員会に付託**

委員会で詳細な審査

→ **委員会としての結論**

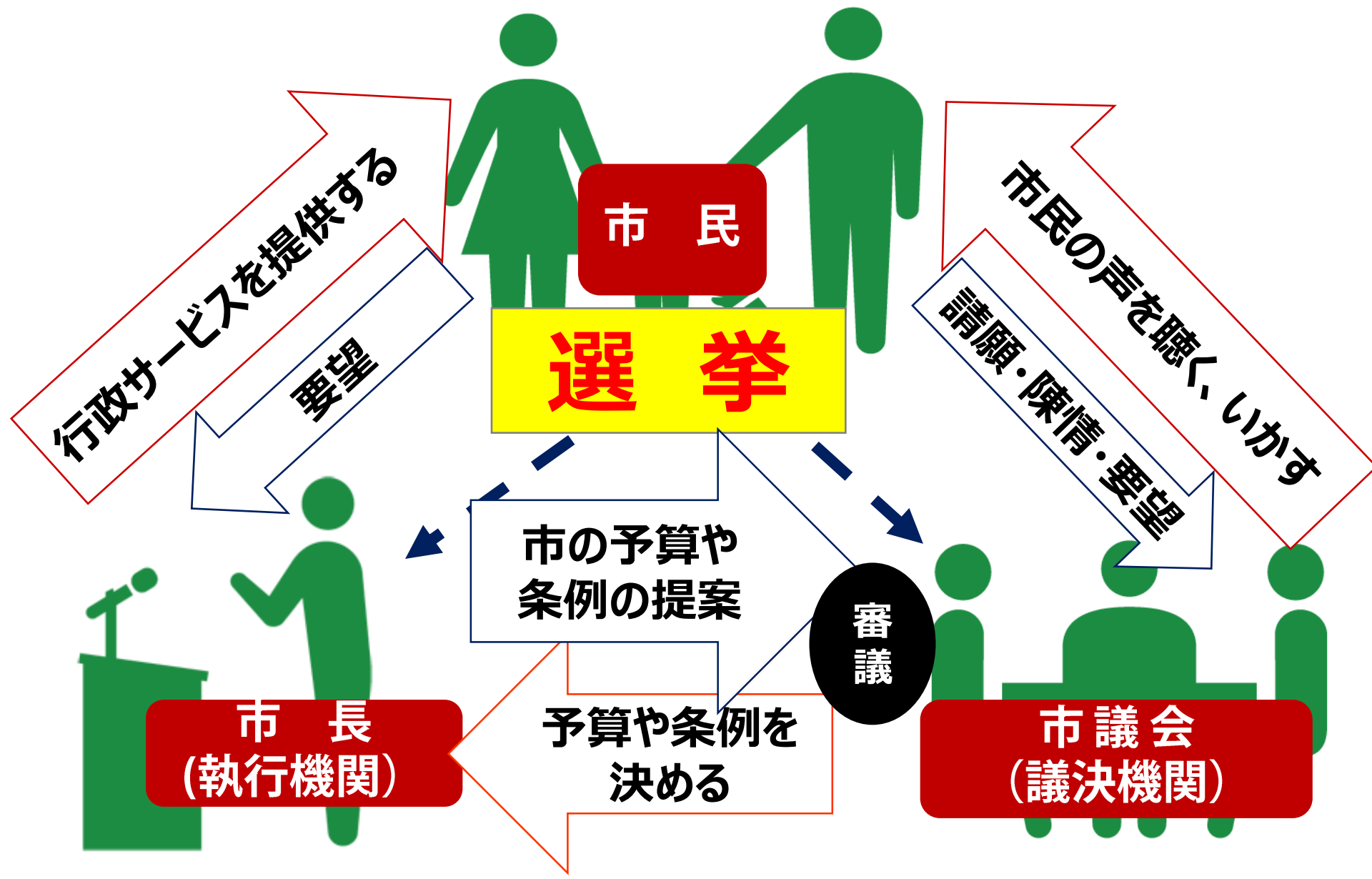
委員長から審査結果の報告

→ **議員全員であらためて議会としての結論**



※ 議案によっては、委員会に付託せず、本会議で審議して、即日に結論を出すこともあります。

市民・市長・市議会の関係



東村山市議会基本条例

第1条 目的

第2条 議会の活動原則

第3条 議員の活動原則

第4条 会派

第5条 説明責任及び市民意見の把握

第6条 会議の公開及び傍聴の促進

第7条 請願及び陳情の取扱い

第8条 広報活動の充実

第9条 市政運営の監視

第10条 政策等提案の説明要求

第11条 質疑等の一問一答

第12条 文書質問

第13条 政策提案等

第14条 議員間討議

第15条 専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用

第16条 議会事務局機能の強化

第17条 議会図書室

第18条 見直し手続

第19条 委任

平成28年12月
1日から改正



19年度～22年度 先進議会から学ぶ

23年度～25年度 特別委員会で議論



平成26年4月1日施行（都内で5番目）



25年12月議会で可決

市民と市議会

請願・陳情

市が行う事務・事業についての意見・提案を、請願や陳情として議会に提出することができます。

※ 請願には紹介議員が必要です。

傍聴

本会議・委員会はどこなたでも傍聴できます。
また、インターネットでも配信しています。

議会報告会
パブリックコメント

意見交換会
アンケート

市民の皆さんのご意見を礎に
よりよい東村山を目指します！



もっと知ろう！市議会



市議会だより



インターネット中継



Twitter
@hm_city_gikai



市議会ホームページ

議会事務局

電話 042-393-5111(代表)

メール gikai@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp